

2018年3月1日

監査役会通信(No.23)

社外監査役 堀口基次

公認会計士の職業倫理に関する規則が厳格化 -顧客企業の違法行為通報義務が課せられる-

公認会計士が専門家として高い職業倫理を求められることはこれまでも公認会計士法などが定めていましたが、一般的な考え方を示すにとどまっていた。

今回、日本公認会計士協会の自主規制である規則改正で、顧客企業の違法行為を見つけた場合の具体的な対応が盛り込まれています。

通報義務の対象となる違法行為は、会計士の最大の任務である財務諸表の監査業務の範囲にとどまりません。贈収賄、マネーロンダリング(資金洗浄)、環境破壊などと幅広く、非監査業務も含まれています。例えば日産自動車の無資格検査問題や神戸製鋼所の製品データ改ざん問題も違法行為に該当します。

会計士が顧客の違法行為やその疑いのある行為に気づいた場合、当該企業の経営者や監査役との協議のほか、規制官庁に通報しなければなりません。会計士は一般に顧客企業との間で守秘義務契約を交わしますが、**「公共の利益」を害する恐れのある顧客の違法行為を発見した場合、守秘義務契約を解消できるとしました。**

会計士が違法行為を見つけたのに適切な対応をとらなければ、会計士協会による処分の対象となります。協会の調査を経た後、退会勧告や会員権停止、戒告のほか、金融庁に対し行政処分の請求が出される可能性があります。

東芝やオリンパス、カネボウなど会計不祥事は相次いでおり、国際会計士連盟もいち早く倫理規定を見直しており、会計士への規制強化は世界的な流れです。

もっとも、改定された倫理規則がどこまで機能するかは微妙のようです。財務諸表が適正に作成されているかどうかをチェックするのが会計士の役割であり、企業の不祥事を見出すのには限界があるとの声が会計士の間では多いようです。

そういう意味では、違法行為を見つけるのは顧客企業で勤務している全社員の協力なくしては見つけることはできません。

ぜひ監査業務を引き受けていただいています新日本有限責任監査法人の会計士の先生方にご迷惑がかかるといけないように、日常業務を遂行していく中で何か問題がないかどうか、疑問に感じることはないか常に緊張感をもって場合によっては懐疑心をもって業務を遂行していただくことを願っています。